

第6号様式（第2条の2関係）（日本工業規格A列4番）

〇〇運輸監理部又は〇〇運輸支局

種別	市町村	過疎地	福祉
----	-----	-----	----

自家用有償旅客運送輸送実績報告書（〇〇年度）

船橋市福祉有償運送運営協議会 あて

住 所  
 運送者名  
 代表者名（役職名及び氏名）  
 電話番号

概況（ 年3月31日現在）

	管轄区域内		全 国
自家用有償旅客 運送自動車数	寝台車（両）	（ ）	（ ）
	車いす車（両）	（ ）	（ ）
	兼用車（両）	（ ）	（ ）
	回転シート車（両）	（ ）	（ ）
	セダン等（両）	（ ）	（ ）
	バス（両）		
	計（両）	（ ）	（ ）
路線（キロメートル）又は運送の区域			
運送する旅客の範囲及び数			

輸送実績（前年4月1日から本年3月31日まで）

	管轄区域内		全 国
走行キロ（キロメートル）			
輸送人員（人）又は運送回数（回）			
運送収入（千円）			

事故件数（前年4月1日から本年3月31日まで）

	管轄区域内		全 国
交通事故件数			
重大事故件数			
死者数			
負傷者数			

- 備考
- 1 種別の欄には、該当する事項を○で囲むこと。
  - 2 管轄区域内の欄については、運輸監理部又は運輸支局の管轄区域ごとに、当該運輸監理部又は運輸支局の管轄区域内の過疎地有償運送又は福祉有償運送について、登録を受けた運送の区域別に記載すること。また、輸送実績及び事故件数については、当該運送の区域内にある全ての事務所に配置されている自家用有償旅客運送自動車について記載すること。
  - 3 全国の欄にあつては登録を受けた全ての運送の区域における過疎地有償運送又は福祉有償運送について記載すること。
  - 4 自家用有償旅客運送自動車数の欄の（ ）には、軽自動車数を記載すること。
  - 5 運送する旅客の範囲及び数については、福祉有償運送に係る道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第49条第3号イからニまでに掲げる区分ごとの人数を記載すること。
  - 6 輸送人員又は運送回数については、市町村運営有償運送を行う場合にあつては輸送人員を、過疎地有償運送又は福祉有償運送を行う場合にあつては運送回数を記載すること。
  - 7 交通事故とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第72条第1項の交通事故をいう。
  - 8 重大事故とは、自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）第2条の事故をいう。